

第525回三戸町議会定例会

<一般質問>

○9月4日（木）午前10時から

1. 五十嵐 淳 議員 ①農業の猛暑対策と持続可能な労働環境の整備について
2. 藤原 文雄 議員 ①防災・危機管理について
3. 番屋 博光 議員 ①鳥獣被害の現状と対策について
4. 久慈 聡 議員 ①健康・長生きの推進について

○9月5日（金）午前10時から

1. 栗谷川柳子 議員
 - ①三戸町民プールの活性化と健康増進への活用について
 - ②「11ぴきのねこ」の町づくりと動物愛護の推進について
2. 小笠原君男 議員 ①稲作農家支援と良質米生産対策について
3. 松尾 道郎 議員 ①観光まちづくりについて

【傍聴される方へのお願い】

- ・携帯電話は電源を切るか、マナーモードに設定してください。
- ・私語を慎み、静かな傍聴にご協力ください。
- ・議場内での飲食、喫煙はご遠慮ください。

一 般 質 問 の な が れ

議 員 → 町 長

議員の質問に対し、町長などの理事者が的確な答弁ができるよう、
議員は議会開会前に一般質問の内容を文書で提出します。



～ 議 会 開 会 ～

あらかじめ提示した質問について、町長の答弁に基づき、
議員はさらに深く追究します。

議員が発言することができる持ち時間は45分です。
(議場入口の上に残り時間が表示。)



(持ち時間残り5分でベルが鳴ります。)



(持ち時間残り1分で再度ベルが鳴ります。)



一般質問終了

※町長や各課課長等は、質問の背景や根拠などを確認するため、議長の許可を得て、逆に議員へ質問することができます。

令和 7 年 8 月 12 日
午前 9 時 / 分受領

令和 7 年 8 月 12 日

三戸町議会議長 殿

三戸町議会議員 五十嵐 淳

一 般 質 問 通 告 書

第 5 2 5 回定例会において、次の件について質問したいので、会議規則第 6 1 条第 2 項の規定により通告します。

質問事項	質 問 の 要 旨	質問の相手
1. 農業の猛暑対策と持続可能な労働環境の整備について	近年の猛暑により、農作業現場では高齢者や雇用労働者を中心に熱中症リスクの高い過酷な環境が常態化しています。加えて、他産業に比べ賃金水準が高くない中で人手不足が続き、若年層の定着や新規就農の継続にも課題があります。これらは、町のふるさと納税を支える農業振興とも密接に関わり、経営努力だけでは限界があります。 このような状況を踏まえ、以下 3 点質問します。 ① 農業分野における猛暑の影響と町の認識について 近年の気象変動による農業現場への影響（作業環境、農作物）に対する町の現状認識、農業従事者（高齢者、手間取り等）の熱中症リスクに関する情報収集や把握状況。 ② 熱中症対策に関する現状の施策と今後の方向性について 空調服・遮熱資材・ミストファン等への町独自の補助制度整備の検討状況、農業分野における熱中症対策の普及啓発や指導の取り組み、令和7年度以降、事業所単位で熱中症対策が法的義務となったことへの町の対応方針。 ③ 持続可能な農業労働環境の整備と支援について 雇用労働者（手間取り等）も含めた働きやすい環境づくりに対する支援策、長期的な視点に立った「適作物転換」や「作業体系の見直し」など猛暑対応を含めた農業支援の検討状況。	町 長

※注意 1. 質問の要旨は、具体的に記載すること。なお、記載外については質問できません。

2. 質問の相手は、町長、行政委員会の長又は監査委員とします。



令和 7 年 8 月 12 日
午前 9 時 13 分受領

令和 7 年 8 月 12 日

三戸町議会議長 殿

三戸町議会議員 藤原 文雄

一 般 質 問 通 告 書

第 5 2 5 回定例会において、次の件について質問したいので、会議規則第 6 1 条第 2 項の規定により通告します。

質問事項	質 問 の 要 旨	質問の相手
1. 防災・危機管理について	近年、集中豪雨や地震などの災害が全国的に増加傾向にあることから、多くの自治体が備えを強化しています。 本町でも、地域防災計画をはじめとする各種計画に基づく防災体制の整備が進められていますが、大規模災害時の応急・復旧活動を円滑にするための物資調達等についてどのような準備がなされているのか、以下 3 点伺います。 ①食料・飲料・避難所設備品の備蓄状況。 ②災害支援協定の内容と運用方法。 ③災害時の資金調達について。	町 長

- ※注意 1. 質問の要旨は、具体的に記載すること。なお、記載外については質問できません。
2. 質問の相手は、町長、行政委員会の長又は監査委員とします



令和 7年 8月 19日
午後 4時 58分受領

令和7年8月19日

三戸町議会議長 殿

三戸町議会議員 番屋 博光

一般質問通告書

第525回定例会において、次の件について質問したいので、会議規則第61条第2項の規定により通告します。

質問事項	質問の要旨	質問の相手
1. 鳥獣被害の現状と対策について	鳥獣による被害とその対策について過去3回質問してきたが、本年4月、稲作の苗がイノシシに荒らされる被害があり、今後実りの秋を迎えて果樹や野菜の被害が拡大する恐れがあると思われる。 町は鳥獣被害の対策をどのように考えているか。	町 長

- ※注意 1. 質問の要旨は、具体的に記載すること。なお、記載外については質問できません。
2. 質問の相手は、町長、行政委員会の長又は監査委員とします



令和 7 年 8 月 20 日
午前 8 時 38 分受領

令和 7 年 8 月 20 日

三戸町議会議長 殿

三戸町議会議員 久 慈 聡

一 般 質 問 通 告 書

第 5 2 5 回定例会において、次の件について質問したいので、会議規則第 6 1 条第 2 項の規定により通告します。

質問事項	質 問 の 要 旨	質問の相手
1 健康・長 生きの推 進につい て	町では本年 3 月に「第 3 期健康さんのへ 21（第 3 期健康増進計画・第 2 期食育推進計画）」を策定しています。町長が考える町民の健康・長生きに対する考えと具体的な施策、委託事業等について、以下 5 点伺います。 ① 社会福祉協議会に委託している事業について。 ② QOL 検診の取り組みについて。 ③ 8020 運動の取り組みについて。 ④ 運動施設や公園への健康器具の設置について。 ⑤ 健康ウォーキングロードの整備について。	町 長

注) 1. 質問の要旨は、具体的に記載すること。なお、記載外については質問できません。

2. 質問の相手は、町長、行政委員会の長又は監査委員とする。



令和 7 年 8 月 20 日
午前 10 時 00 分受領

令和 7 年 8 月 20 日

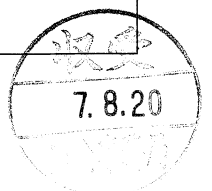
三戸町議会議長 殿

三戸町議会議員 栗谷川 柳子

一 般 質 問 通 告 書

第 5 2 5 回定例会において、次の件について質問したいので、会議規則第 6 1 条第 2 項の規定により通告します。

質問事項	質 問 の 要 旨	質問の相手
1 健康増進への活用について 三戸町民プールの活性化と	町の貴重な公共施設である三戸町民屋内プールは、天候に左右されない利便性の高い施設であるにもかかわらず、利用者数が伸び悩んでいる現状が見受けられます。町民の健康増進に資する施設として活かすための町の考えを伺います。 ①利用者の現状認識について ②利用促進策と健康増進への活用について	教育長 町 長
2 動物愛護の推進について 「11ぴきのねこ」の町づくりと	三戸町は馬場のぼる作の絵本「11ぴきのねこ」を核とした町づくりに力を入れています。絵本の猫たちのように、現実の猫たちも安全に暮らせる「人と動物が共生できる町」を目指すことは、町の魅力や移住・定住促進の可能性を高める重要な要素であると考え、以下について考えを伺います。 ①「11ぴきのねこ」の町づくりと動物愛護への認識について ②猫に優しい町に向けた具体的な施策について (野良猫への虐待防止策、地域猫活動の推進、避妊・去勢手術費用への補助制度導入など)	町 長



令和 7 年 8 月 20 日
午前 10 時 38 分受領

令和 7 年 8 月 20 日

三戸町議会議長 殿

三戸町議会議員 松尾 道郎

一 般 質 問 通 告 書

第 5 2 5 回定例会において、次の件について質問したいので、会議規則第 6 1 条第 2 項の規定により通告します。

質問事項	質 問 の 要 旨	質問の相手
1 観光まちづくりについて	町には潤沢な観光資源がありますが、それらを生かし切れていないのが現状と思います。 各種事業の実施に当たり、行政は民間と協力し、官民連携で進めていくべきとの答弁を何度もいただいておりますが、その原則は承知していますが、民間の推進力が弱い現状では、民間主導での事業推進は難しいと言わざるを得ません。 しかしながら、観光資源を生かし賑わいを創出するための事業は、今後も推進していかねばなりません。 町は現状をどのように把握し、各種事業の計画や実施をどのように進めていく考えなのか伺います	町 長

- ※注意
1. 質問の要旨は、具体的に記載すること。なお、記載外については質問できません。
 2. 質問の相手は、町長、行政委員会の長又は監査委員とします。



令和 7 年 8 月 20 日
午前 11 時 16 分受領

令和 7 年 8 月 20 日

三戸町議会議長 殿

三戸町議会議員 小笠原 君男

一 般 質 問 通 告 書

第 5 2 5 回定例会において、次の件について質問したいので、会議規則第 6 1 条第 2 項の規定により通告します。

質問事項	質 問 の 要 旨	質問の相手
1 稲作農家支援と良質米生産対策について	「令和の米騒動」とまで言われた 2 4 年産米は、全国的な米不足による小売店での在庫不足と異常な価格高騰を招いた。一方、当地域では生産農家にとって近年にない高値での買取り価格となり、ここ数年の物価高に伴う経費負担軽減と所得向上につながり、喜ばしい出来事であった。 この「米騒動」や自給率低下に対応し、政府は備蓄米の放出や減反政策の見直しといった米増産への方針転換を 8 月 5 日付けで発表した。 米増産に向けては、農業インフラの整備を含め、農家にも一層の支援が必要と考えられるため、以下 4 点伺う。 ①米増産に係わる国・県からの具体的方策はあるか。 ②既存の生産調整の方向性はどうなるのか。 ③中山間地域での大規模農家支援について。 ④良質米生産への支援について。	町 長

※注意 1. 質問の要旨は、具体的に記載すること。なお、記載外については質問できません。
2. 質問の相手は、町長、行政委員会の長又は監査委員とします。

